

大阪府地域密着型サービス外部評価の評価機関選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪府地域密着型サービス外部評価実施要綱第6条第2項の規定に基づき、評価機関の要件及び選定手続等を定める。

(評価機関の要件)

第2条 評価機関の要件は、次のとおりとする。

(1) 法人であること。

(2) 評価を適切に行う能力を有し、以下の要件を有する評価調査員を、必要数確保していること。

① 評価調査員は、福祉又は医療の分野における介護の実務経験（相談援助業務を含む。）又は評価の実務経験が2年以上ある者であること。

② 評価調査員は、大阪府（以下「府」という。）又は府が指定した法人が実施する評価調査員養成研修を受講し、修了していること。ただし、他の都道府県又は指定する法人において実施された評価調査員養成研修又は関連の研修を既に修了した者にあつては、別紙1のカリキュラムの全部又は一部が重複している場合には、この条件を満たしたものとして取扱うことができる。

③ 評価調査員は、第三者として客観的な観点から評価を行うことができると認められる者であること。特に、現に指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「グループホーム」という。）の事業所を運営し、若しくは当該グループホームの事業所に勤務し、又は当該サービスを提供する事業者により組織される団体の役職員である者でないこと。

(3) 評価機関において、以下の外部評価を行わせることが不相当と認める事由がないこと。

① 評価機関が自らグループホームの事業所を設置・運営しているとき。

② 評価機関の理事会等の構成員の多数が、グループホームの事業者又は従業者によって占められているとき。

③ 資金計画上、安定的な事業運営の可能性に疑義があるとき。

④ その他公正中立な立場で評価を実施することが困難と認められるとき。

(4) 評価機関において、認知症介護に関する学識経験者、グループホームの事業者、認知症高齢者の家族の代表者等からなる評価審査委員会を設置していること。

なお、評価審査委員会は、評価調査員が作成した評価報告書又は評価を受けたグループホームからの評価報告書の内容に対する意見と挙証資料について、専門的な観点から審査を行う必要があると判断した場合に開催するほか、1年に1回を目途として定期的に行われ、評価事業について報告を受

け、その内容について意見を述べ、評価事業の運営の適正化を図るものとする。

- (5) 評価結果について、府が定める様式及び方法にしたがって、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム（以下「WAMNET」という。）」に掲載して公表すること。また、当該手続きを行う担当者を配置すること。
- (6) 次に掲げる規程等を定め、適切に業務を行う体制とすること。
 - ① 評価依頼の受付、評価手続き、評価審査会の手続き、WAMNETによる情報公開、評価手数料等を盛り込んだ外部評価業務実施要領（府が示すひな形に基づき定めること。）
 - ② 外部評価の実施に関し、評価を受けようとする事業者との間で締結する契約書の様式（府が示す参考例に基づき定めること。）
 - ③ その他府において定める書類
- (7) 評価を行った後、評価の実施状況、評価結果等について、府に対し報告すること。

（評価機関の選定手続等）

第3条 評価機関の選定は府が必要とするとき、公募により行うものとし、評価機関として選定を受けようとする法人は、府に対し、次の書類を提出し、審査を受けるものとする。

- (1) 評価機関選定申請書（様式第1号）
- (2) 法人の定款、寄附行為等及び法人登記簿の謄本
- (3) 評価調査員の名簿、各評価調査員の経歴書及び評価調査員養成研修を修了したことを示す書類
- (4) 評価審査委員会の委員名簿、各委員の経歴書及び各委員の就任承諾書
- (5) 評価審査委員会の委員が団体等の職員である場合は、所属長の就任承認書
- (6) 評価手数料及びその算定根拠
- (7) 前年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録
- (8) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
- (9) 外部評価業務実施要領
- (10) 契約書様式
- (11) その他府において必要と認める書類

2 府は、審査の結果、申請のあった法人が評価機関として適当であると認める場合には、評価機関として選定し、当該評価機関に対し、評価機関選定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 府は、評価機関を選定したときは、当該機関の名称、連絡先、評価手数料、評価調査員の数、選定の有効期間等の情報をホームページ等で公表するものとする。

(選定の有効期間)

第4条 選定の有効期間は、2年間とする。

(選定の更新)

第5条 評価機関は、選定の有効期間の満了後においても引き続いて選定を受けよ

うとするときは、有効期間の満了の日の30日前までに、府に対し、次の書類を提出し、更新の審査を受けるものとする。

(1) 評価機関選定更新申請書(様式第3号)

(2) 第3条第1項第2号から第11号までに掲げる書類。ただし、第2号、第6号、第9号及び第10号に掲げる書類については、直近の申請時に提出した内容と変更がない場合には、省略することができる。

2 第3条第2項及び第3項の規定は、選定の更新において準用する。

(変更の届出)

第6条 評価機関は、選定を受けた後に、選定申請の際に提出した書類の内容のいずれかに変更が生じたときは、評価機関変更届出書(様式第4号)に変更後の当該書類を添付して、遅滞なく府に届け出るものとする。

(廃止の届出)

第7条 評価機関は、選定を受けた後に、評価事業を廃止しようとするときは、事業終了の3か月前までに、評価機関廃止届出書(様式第5号)に廃止の理由を付して、府に届け出るものとする。

2 第3条第3項の規定は、廃止の届出があった場合において準用する。

(選定の取消し)

第8条 府は、現に外部評価を行っていない場合、選定した評価機関が第2条に規定する要件のいずれかを欠くに至った場合、その他公正中立な評価を行うのにふさわしくないと認められる状況が生じた場合には、選定を取り消すことができるものとする。

2 選定の取消しに係る手続き等については、次のとおりとする。

(1) 府は、選定した評価機関について、外部評価の実施件数等を把握し、選定の要件が具備されているかを確認するために、書類の提出を求め、評価機関の職員から状況を聴取し、又は必要な調査を行うことができるものとする。

(2) 評価機関は、前号の調査等に対し積極的に協力するものとする。

(3) 府は、現に外部評価業務が行われていないとき又は評価機関の要件を欠く具体的な事実を確認したときは、期限を付して当該事実の是正を求め、是正されない場合においては選定を取り消すものとする。

(4) 府は、選定の取消しに当たっては、当該評価機関に対し、評価機関選定取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

3 第3条第3項の規定は、選定の取消しにおいて準用する。

(選定を取り消された法人及び当該法人の役員が新たに設立した法人の選定)

第9条 選定を取り消された法人及び当該法人の役員が新たに設立した法人については、取消しの日から5年間は選定資格を喪失する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、外部評価機関の選定の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2 大阪府認知症高齢者グループホーム外部評価の評価機関選定要領（平成17年2月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月25日から実施する。

附 則

この要領は、平成31年3月27日から実施する。